

子どもの権利(3)～児童の権利に関する条約①

- | | | | |
|------|---------------------------|------|---------------------|
| 第1条 | 子どもの定義 | 第13条 | 表現の自由 |
| 第2条 | 差別の禁止 | 第14条 | 思想、良心及び宗教の自由 |
| 第3条 | 最善の利益 | 第15条 | 結社及び集会の自由 |
| 第4条 | 国の責任 | 第16条 | プライバシーの保護 |
| 第5条 | 親等の保護者の指導 | 第17条 | 多様な情報の利用 |
| 第6条 | 生命の権利 | 第18条 | 親の責任 |
| 第7条 | 名前と国籍を持つ権利・父母に 養育される権利 | 第19条 | 虐待・放置などからの保護 |
| 第8条 | 身元の保証 | 第20条 | 家庭環境を奪われた子ども の保護 |
| 第9条 | 親との分離禁止 | 第21条 | 養子縁組 |
| 第10条 | 家族との再会 | 第22条 | 難民の子ども |
| 第11条 | 子どもの不法な国外移送禁止 | 第23条 | 障害のある子どもの権利 |
| 第12条 | 意見を表明する権利 | 第24条 | 健康と保健サービス |

子どもの権利(4)～児童の権利に関する条約②

- | | | | |
|------|---------------------|----------|---------------------|
| 第25条 | 子どもの処遇の定期的審査 | 第36条 | あらゆる形態の不利益からの 保護 |
| 第26条 | 社会保障 | 第37条 | 拷問や自由を奪うことの禁止 |
| 第27条 | 生活水準 | 第38条 | 武力抗争からの保護 |
| 第28条 | 教育の権利 | 第39条 | 心身の回復及び社会復帰 |
| 第29条 | 教育の目的 | 第40条 | 少年司法 |
| 第30条 | 少数民族又は先住民の子ども | 第41条 | 既存の権利の確保 |
| 第31条 | 余暇、遊び及び文化的生活の 権利 | 第42条 | 条約の広報 |
| 第32条 | 不当、有害な労働からの保護 | 第43条～44条 | 子どもの権利委員会 |
| 第33条 | 薬物の濫用からの保護 | 第46条～54条 | 条約の手続き |
| 第34条 | 不法な性的行為からの保護 | | |
| 第35条 | 誘拐、売買、取引の防止 | | |

社会的養護における権利擁護

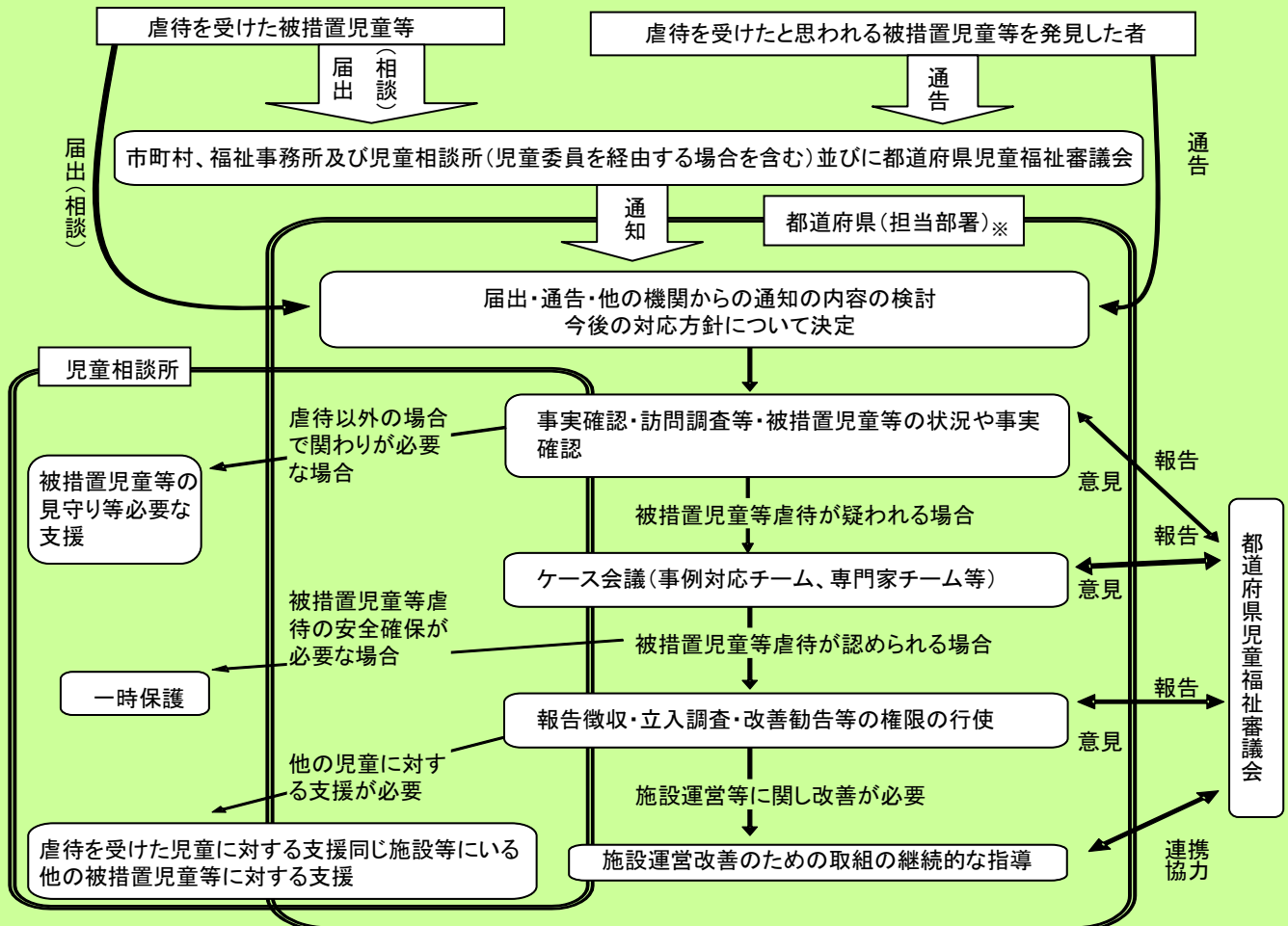
■ 里親養育における権利擁護のためのポイント

- 児童相談所が策定した子どもの自立支援計画に添って、子どもの状態や背景を考慮した計画的な養育を行うこと
- 養育について、児童相談所や里親支援機関に相談を行い、必要に応じ専門的なケアを受けるなど里親が問題を抱え込まないようにする
- 研修を受けることにより、必要な養育技術を身に付け、里親としての資質を向上させる
- 子どもにとって、家庭が暖かい雰囲気、安心できる場になっていること
- 子どもの意見を尊重し、自由に意見を言える雰囲気になっていること
- 体罰や、言葉による暴力、差別的な扱いなどを行わない

被措置児童等虐待

- 社会的養護にある子どもたちへのケアを行う者からの虐待について、児童福祉法上明確化したものであり、施設職員に加え、里親についても対象になります。
- 被措置児童等虐待の定義
 - ・身体的虐待 ～ 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
 - ・性的虐待 ～ 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること
 - ・ネグレクト ～ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による暴力やわいせつ行為、著しい心理的外傷を与える行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること
 - ・心理的虐待 ～ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止
 - ・被措置児童等虐待を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出
 - ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員等に対する施設による不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化
 - ・届出、通告があった施設等に他あいする立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分
 - ・子どもの保護等
- 検証・報告等
 - ・被措置児童等虐待に関する検証・調査研究、都道府県による被措置児童等虐待の状況等に関する公表

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



* 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント①

○ 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止のための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県における対応の参考に、作成したものである。

○ 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等)と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが必要である。

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント②

I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点

○被措置児童に対する虐待への対応の流れ(イメージ)

1. 被措置児童虐待防止の趣旨
2. 基本的な視点
3. 留意点

II 被措置児童等虐待に対する対応

1. 被措置児童等虐待とは(定義)
2. 児童虐待防止法との関係
3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
4. 初期対応
5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
6. 被措置児童等に対する支援
7. 施設等への指導等
8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
9. 被措置児童等虐待の状況の公表
10. 被措置児童等虐待の予防等

III 参考資料(通告受理票、取組例)

事故防止への配慮

- 子どもの死亡原因のうち、不慮の事故による割合が高い。
- 日常的に配慮することで事故を防止することが可能。

| | 起きやすい事故 | 事故を防ぐポイント |
|---------|--|---|
| 新 生 児 | ・誤って上から物を落とす | ・寝ている赤ちゃんの上に、物が落ちないようにする |
| 1 歳 まで | ・ベッドなどからの転落 ・やけど ・たばこなどの誤飲 ・うつぶせ寝、やわらかい布団等での窒息 ・浴槽、洗濯機等でおぼれる | ・ベッドの柵の確認 ・ストーブ等に柵を付ける ・部屋の整頓 ・うつぶせ寝をさせない、堅い寝具にする ・入浴後、浴槽のお湯を抜いておく |
| 1 歳 以 降 | ・誤飲(薬品、洗剤、化粧品等) ・転落、転倒 ・やけど ・浴槽、水遊びなどでおぼれる ・交通事故 | ・手が届くところに危険な物を置かない ・ベランダ、窓際の配慮 ・熱いものに触れないよう配慮 ・水遊びする際は、大人が付き添う ・手をつないで歩くなど飛び出しの防止 |

⑧里親会活動

研修のポイント

- ↓里親会活動の意義
- ↓全国里親会

講師の例：里親（里親会）

里親会活動の意義

- 地域により異なりますが、都道府県や児童相談所単位で、資質向上のための研修、里親の相互交流、情報交換、広報・啓発等を目的とした里親会活動が行われています。
- 里親会活動の具体例
 - ①研修会の開催
 - ②機関誌の発行
 - ③里親制度についての広報・啓発（シンポジウムの開催、啓発リーフレットの作成など）
 - ④交流会の開催（里親サロンなど）
 - ⑤レクリエーションの実施（キャンプ、クリスマス会、お餅つき大会など）

全国里親会

- 全国里親会とは、児童福祉法の精神にのっとり、里親に委託されている児童及び里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、里親制度に関する調査研究、里親希望者の開発、里親及び里親に委託されている児童の相談指導等を行い、もって里親制度の普及発展に寄与することを目的として設立された財団法人です。
- 全国里親会の活動内容
 - ・里親制度に関する調査研究
 - ・里親の育成及び里親制度の普及啓発
～全国里親大会の開催、全国八地区別里親研修会の開催、里親促進事業の実施
 - ・里親相互の連絡協調
～機関誌「里親だより」の発行
 - ・関係機関団体との連絡調整
～全国社会福祉協議会や児童の福祉に関する活動をしているNPO法人との情報交換、交流
 - ・里親に委託されている児童等の相談指導
～全国里子会への支援
 - ・その他法人の目的を達成するために必要な事業
～里親賠償責任保険の実施

⑨先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

④グループディスカッションの流れ(例)

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
里親

グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明します。
- ② 先輩里親の体験談(委託前後に苦慮したこと等について)
- ③ グループディスカッション
 - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
 - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの進行を行います。
 - 1)参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
 - 2)参加者から先輩里親への質問(体験談について)
 - ・体験談や委託前後によくみられる状況について、ディスカッション
 - ※例:「受託の決断について」
 - 「交流の際の留意点」
 - 「里子を迎えるにあたって家族で相談しておくこと」
 - 「里子を迎えるにあたって準備しておくこと」
 - など
- ④ まとめ
 - 主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

⑩実習

研修のポイント

✦実習の内容(実習プログラム)

講師の例:児童福祉施設職員

実習の内容

■ 実習プログラム(例)

● 1日目

| 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 |
|--|--|---|-----|--------------------------|--|-----|-----|-----|-----|
| ① 研修の流れ 要保護児童 の状況 里親に期待 すること (施設長) | ② 入所児童の 状況 委託の流れ 委託後の施 設との連携 (家庭支援 専門員) | ③ 子どもとの関 わりにおける 留意点 (児童指導員、 保育士、心理 士) | 昼食 | ④ 食育につい て (栄養士) | 実習 (できるだけ子どもとふれあう) ・おやつ ・入浴(乳児院) ・宿題 ・遊び ・夕食 | | | | |

● 2日目

| 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 |
|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|-----|
| 実習 (できるだけ子どもとふれあう) ・入浴(乳児院) ・宿題 ・遊び ・昼食 ・おやつ | | | | | | | | ⑤実習のまとめ Q&A | |

※児童養護施設や情緒障害児短期治療施設の場合は、2日目は土曜、休日、祝日に行くなど
実習を効率的に実施できるように工夫する

登録更新研修

- | | |
|---------------------|------------|
| ①社会情勢、改正法など | (児童福祉制度論) |
| ②子どもの発達と心理・行動上の理解など | (発達心理学) |
| ③養育上の課題に対応する研修 | (里親養育援助技術) |
| ④意見交換 | (里親養育演習) |

①社会情勢、改正法など

研修のポイント

- ↓子どもをとりまく最新情勢
- ↓児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

研修のポイント

- ↓子どもの心理や行動についての理解（講義・演習）

講師の例：児童相談所職員、里親支援機関職員
児童精神科医、臨床心理士

③養育上の課題に関する研修

研修のポイント

- ✦受講者のニーズを考慮した養育上の課題や対応上の留意点についての講義・演習

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親、児童精神科医、臨床心理士

④意見交換

研修のポイント

- ✦受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員
里親